



## 人間らしく働くことのできる労働政策を求めて

### ■労働政策の変遷

1947年に労働基準法が制定されて以来、労働法制の新設・改正は次のように行われてきました。

1985年に労働者派遣法が制定され（適用13業務に限定。86年施行時に16業務に拡大）、同年には男女雇用機会均等法も制定されました。87年の労基法「改正」では、1か月・3か月、1週間単位の変形労働時間制、フレックスタイム制、専門業務型裁量労働制が導入されました。92年の労基法「改正」では、1年単位の変形労働時間制が導入され、時短促進法も制定されて年間労働時間1800時間目標が設定されました。96年には派遣法における対象業務が26業務に拡大され、97年には、専門業務型裁量労働の対象業務が5から11に拡大され、同年の均等法「改正」で18歳以上の女性の残業規制は撤廃されました。98年には企画業務型裁量労働制が導入され、99年の派遣法「改正」では原則自由となりました。2002年には専門業務型裁量労働制の対象業務が19に拡大され、03年の労基法「改正」では、有期雇用契約の期間上限が原則3年、一部5年となり、企画業務型裁量労働制の要件が緩和されました。同年には派遣法も「改正」され、製造業の派遣が解禁され、派遣期間の上限が1年から3年になりました。06年には時短促進法が廃止されましたが、07年のホワイトカラー・エグゼンプションを盛り込む労基法「改正」は見送りとなりました。08年には労働契約法と「改正」パート法が施行され、派遣法も「改正」されました。12年の派遣法「改正」では、「派遣労働者の保護」の明記、日雇派遣の原則禁止（30日以内原則禁止）、みなし雇用制度、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることの禁止、マージン率などの情報公開の義務化、派遣労働者の賃金等の決定にあた

り同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡の考慮、雇入れ等の際に派遣労働者に対して一人当たりの派遣料金の額の明示がなされることとなり、13年の労働契約法「改正」では、有期であることを理由とする差別禁止、5年無期転換、そして、雇い止めの法理が示されました。そして、現在、「残業代ゼロ」法案と長期間継続を可能にする派遣法「改正」案が国会で議論されているところです。

### ■ディーセント・ワークにはほど遠い内容

これら労働政策の変遷をたどると、①男女差別の禁止どころか男並みに働くことが求められ、女性は二極化されることになった、②企業にとって扱いやすい労働者を規制緩和によって増やすことになった、③正社員は労働時間の規制緩和によってさらに酷使されることになる等々の問題点が明らかです。そして、安倍政権による「日本再興戦略」は「まず経済ありき」の政策でしかなく、職場の実態は意図的に無視され、一部エリート労働者をもっと働かせ、非正規労働者をどんどん増やし、必要でなくなったら切り捨てていくという労働政策が次々に制定されていくのです。私たちの求めるものとは大きくかけ離れていくばかりです。

### ■4月統一自治体選挙で勝利をめざそう！

労働法制は、公労使三者の関係でつくられていきます。私たちはまず、どんな働き方をするのかを自分の中にしっかり認識することが重要です。そして、ディーセントワーク（人間らしい働き方）、同一価値労働同一賃金・均等待遇を求め、政治を変えていくことが必要です。安倍政権の暴走を食い止めるとともに、人間らしく働くことのできる労働政策の実現に向け、当面する4月統一自治体選挙での勝利をめざして頑張りましょう！！

# ユニオン全国同時アクション！ 「最賃いますぐ時給1000円に！生活できる賃金を！」

## ■多くの声・・・「最低、時給 1000 円 は絶対必要だ！」

2月28日、連合福岡ユニオンが呼びかけた最低賃金についての街頭アンケート・アピール行動に私たち非正規雇用フォーラム・福岡も参加しました。総勢21人で天神新天町でチラシ・ティッシュを配りながら、2枚のパネルを準備しシールを貼ってもらうアンケートを通行人に呼びかけました。当日はあいにくの冷たい雨の中、1時間ほどで述べ128の方が協力してくれました。



「最低賃金の制度・金額」については43人が答えてくれました。そのうち最低賃金・金額とも知っている人が17人、

制度自体も知らない人が9人でした。「適当な最賃額は？」のパネルには85人の回答者のうち過半数を超える54人が「時給1000円は欲しい」という声でした。その他900円が24人、800円は5人で「現在の最賃額（福岡県は727円）でもよい」はわずか2人でした。

「時給は最低でも1000円・月額17万円以上に」—これは本当に切実な要求だと痛感しました。それでも、ここから家賃や食費・光熱費・社会保険料・税金などを差し引いたら“イザ”という時や将来に備える蓄えも難しい最低

限の額です。ましてや現行の最賃額では精一杯働いても月12万円！「あなたは月12万円で生活できますか？」というユニオンの問いかけは深刻です。

## ■最賃アップと、労働法制改悪の動き に要警戒！！

非正規労働者の多くは、最賃額近くの低賃金に縛り付けられています。経営者はもちろん、「賃上げ」ムードを煽る政府も最賃額アップに



は触れようともしていません。むしろ、派遣労働者を「一生涯派遣」に追い

やる派遣法の改悪など「低賃金・不安定雇用」の非正規労働者を固定化・拡大する動きを強めています。

非正規雇用フォーラムが毎年行っている最賃額大幅アップ要求のとりくみはいよいよ重要です。同時に、現在政府が力を入れる「労働法制改革」は、労働時間規制を取り払うなど「労働者保護」という理念を根っこから壊すこれまで以上に危険なものです。「福岡市雇用特区」指定もこれに絡んだ動きの一環だと言われています。

私たち非正規雇用フォーラムの輪を拡げ、力を強めていきましょう！

## 子育て応援企業5000社大会に参加して

2015年1月24日西鉄グランドホテルにおいて、「子育て応援宣言企業5000社大会」が開催されました。2004年に全国に先駆けてスタートしたこの取り組みは、4年目で500社となり、11年目を迎える今年、5000社達成を機に仕事

と子育てを考える大会として開催されました。これらの企業で働く人は、県内43万人労働者の3分の1を占めており、全国でこの制度を実施しているのは20県に広がっています。

初めに、福岡県の小川知事より主催者を代表し

ての挨拶をあと、県経営者協会の竹島和幸さん、  
連合福岡高島会長より挨拶を受け、今年度の「宣  
続いてのリレートークでは、はじめにふくやの  
川原正孝社長から「女性が辞めない企業づくりで  
女性が戦力に」、芳野病院ワークライフバランス  
推進係の小川美里長係長からは「企業トップの応  
援宣言意識の重要性」、内閣府少子化危機突破タ  
スクフォースチームリーダー・東し渥美由喜研究  
部長からは「家事・育児・介護・地域活動に参画、  
実践し活動している」との報告がなされました。

最後に厚生労働省事務次官 村木厚子さんによ  
る「あきらめない～仕事も子育ても前向きに  
～」と題しての基調講演を受けました。

村木さんは、少子・高齢化の進行と人口減少社  
会の到来の中で、出産・育児で退職しない子育て  
期の女性の活用について語られました。子ども・  
子育て支援の新制度、女性の活躍推進・仕事と家  
庭の両立支援に係る概要、次世代育成支援対策推  
進法と改正のポイント、女性の職業生活における

言企業事業所知事表彰」が行われました。

続いて「取り組みの成果と次なる展開」と題し  
活躍の推進に関する法律案、労働時間法制の見直  
し等々、厚生労働省が提出している女性政策、制  
度を紹介しながら、制度が効果的に利用される  
「職場づくり」や、働き方の見直し等について話  
されました。

しかし、6割の女性が第一子出産後退職してい  
ることや、4人に1人がマタハラを受けたことが  
あるなど働き辛い現状をみると、子育て支援・  
両立支援・女性活躍推進制度があっても、企業ト  
ップから現場までへの周知徹底、点検把握などが  
実践されなければ、女性の活用も絵に描いた餅で  
あり実効性が少ないと感じた講演でした。さら  
には、制度の対象が正規職員だけであり、全労働  
者の4割を占める非正規労働者、中でも女性が  
その7割を占める中で、それらの人々は制度の外  
におかれているということが大きな問題だと感じ  
ました。

## 自治体非正規問題を考える対話集会に参加して

去る2月21日自治労県本部主催による「自治  
体非正規問題を考える対話集会」が福岡自治労  
会館において開催されました。年々増え続ける  
非正規公務員の実態と課題を明らかにし、市民  
に広げていくための一環としてとりくまれた  
集会には約160人が参加し熱心に耳を傾けま  
した。

はじめに、地方自治総合研究所の上林陽治さ  
んから「自治体非正規労働者の現状と課題ー非  
正規公務員問題を取り組む理由ー」と題しての  
基調講演を受けました。

### ■正規と非正規の深い溝・

まず、「3分の1が非正規という現実を、た  
だ経費削減という名目で安価に使い、再度の更  
新を願い出た人の再任用を拒否したことで訴  
訟に持ち込まれたのを痛恨事として、一斉に一  
律に更新に限度を設けてくるなど、行政は何を  
守ろうとしているのか・・・」「正規なら産前産  
後休暇に入る前に花束を貰い祝福され、職場復  
帰が約束されているのに、非正規であれば産前

産後中は無給で職場復帰は約束されていない」  
という上林さんに寄せられた非正規公務員か  
らの2通の手紙を紹介しながら、正規と非正規  
の間には想像以上の溝がある現実を訴えられ  
ました。町田市立図書館の例では、仕事の評価  
点は正規100に対し非正規96でほとんど変  
わらないのに対し、時給は正規100に対し非  
正規はナント41.9という信じがたい実態に  
あり、このような状態が長く続けば、非正規の  
人たちのやる気がそがれ生産性もどんどんお  
ちてきます。今や公共サービスの担い手である  
公務員非正規は3人に1人に上り、このまま  
放置していると、生産性が落ち、住民の信頼は  
得られず、ひいては正規公務員の立つ瀬さえも  
喪失させてしまうと提起されました。

### ■最後の1人でも闘う！実態を知らせ たい！雇用不安にさらさせない！

第2部パネルディスカッションでは、3人の  
パネラーの皆さんから問題提起を受けました。

(次頁につづく)

自治労福岡県本部臨時・非常勤等職員協議会議長の本多玲子さんからは、「2000年9月に13人でアミカス嘱託職員ユニオンを結成し、5年雇用年限問題で闘ってきた。結成当時のメンバーは自分ひとりとなったが、最後の一人になっても頑張っていく決意。非正規が5割を超えた自治体も増えており、相談員は9割が非正規でかつほとんどが女性であり、このままでいいのかと強く思う」との現場からの問題提起。西日本新聞の竹次稔記者からは「とにかくまずは実態を知らせたいとの思いから記事を出している。例えば就労支援の窓口の相談員を派遣労働者にさせたり、学校現場でも不登校の生徒宅の見廻りという大変な仕事を任せたりと、自治体の非正規労働者の現場は非常に厳しく、自治体は無知で陰湿なブラック企業そのものだ」との実態報告。JR九州労組福岡地方本

部の岩永康志委員長からは「国鉄改革の経験から2度と組合員を雇用不安にさらさせてはならない！との大きな理念をもって、パートナーシップ（女性契約社員）の人たちの組織化にとりくみ、女性が働き続けられる職場づくりを目指してきた。今ではほとんどの非正規の人が組合に加入している。91年のパートナーシップ就業規則の制定にはじまり、これまで様々な待遇改善を勝ち取ってきた。」と紹介されました。

これらの話を聞きながら、民間・公務を問わず非正規雇用労働者の置かれている状況はギリギリのところまできており、そのことが働くものにとっても住民サービスを受ける側からも大きな問題なのだという認識をもち、均等待遇を目指してより多くの力を結集していくことが急がれると強く思いました。

### 2015年統一自治体選挙—安倍政権の暴走を止めるために全員の当選を！！—

投票日 県議会議員及び政令市議会議員選挙 4月12日(日)

市町村議員選挙 4月26日(日)

#### ☆会員議員予定候補

<県議>堤 かなめ(1期)博多区  
大橋 克己(1期)大牟田市  
渡辺 みほ(新)大宰府市  
佐々木 允(新)田川市  
[市議]池田 良子(2期)西区  
落石 俊則(1期)東区  
村山 弘行(6期)太宰府市  
香月 隆一(5期)田川市  
辻本美恵子(4期)筑紫野市

<市議>大庭きみこ(3期)朝倉市  
田中 義幸(3期)嘉麻市  
石松 和幸(3期)田川市  
田中 英輔(2期)古賀市  
松崎百合子(新)大野城市  
<町長>手嶋 秀昭(1期)川崎町  
<町議>沼口 富生(2期)福智町  
千葉加代子(1期)川崎町  
松瀬 征行(1期)糸田町

## 非正規雇用フォーラム・福岡 第10回総会

と き 5月29日(金) 18時～

ところ 福岡市人権啓発センター(ココロンセンター)

博中央区舞鶴2丁目5番1号 あいれふ8階

092-717-1237